

令和 6 年第 4 回守山市農業委員会総会議事録

第４回守山市農業委員会総会を市役所２階防災会議室において招集する。

令和6年4月10日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開會
- (2) 議事錄署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 17 号～議第 21 号

議第 17 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定
による農用地利用集積計画の決定をする
ことについて

議第 18 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等
促進計画案に対し、意見を求めることにつ
いて

議第 19 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 20 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 21 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

報告第 14 号～報告第 18 号

報告第 14 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

報告第 18 号 諸証明書 of 交付状況について

2 出席委員

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1 今井 清市 | 2 本城 康吉 | 3 杉江 和 |
| 4 國枝 敏孝 | 5 木村 喜代子 | 7 大島 常弘 |
| 8 村瀬 伸一郎 | 9 岡本 良一 | 10 高橋 謙二 |
| 11 服部 重信 | 12 辰市 祐洋 | 13 西 直幸 |
| 14 大崎 恭義 | 15 九重 智子 | 16 千代 博 |

17 今井 誠二	19 寺田 安喜雄	20 西村 明弘
21 宇野 正	22 中島 耕治	23 西村 正秋
24 西村 潔	25 山本 麻紀代	

3 欠席委員

6 深尾 円
18 西出 登志和
26 秋山 新治

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	参事	寺田 篤司
局 員	指導員	井上 俊明
書 記	事務員	上野 晴美
農政課	課長	福島 信宏
農政課	事務員	古家 妙子

○事務局

総会に入る前に、会長が新型コロナウイルスに感染し数日間自宅療養されることになりました。

つきましては、本日の総会の議事進行は、守山市農業委員会規程第6条に「副会長が会長の職務を代理する」と規

定されておりますので、山本副会長に議事の進行をお願いいたします。

それでは、山本副会長、よろしくお願いいたします。

(山本副会長、議長席に着座)

○事務局

本総会は委員総数 26 名中 23 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 6 年第 4 回守山市農業委員会総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議長

それでは、令和 6 年第 4 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 2 件、報告案件 5 件の合計 10 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、現地確認者は各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

19 番 寺田 安喜雄 委員

20 番 西村 明弘 委員

を指名いたします。

○議 長

それでは、議題に入ります。議第 17 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第17号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて (旧基盤法第18条)
以上です。

○議 長

審議に入る前に、本件については関係者に委員がおられます。つきしては、「農業委員会等に関する法律 第 31 条 (議事参与の制限) に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますことか

ら、その議案の関係者である委員には審議に関して退室していただくこととなります。

したがいまして、本件の関係者である

議席番号●番 ●● ●●委員

と、他に近親者として関係されている委員の方がおられましたら、自ら退室をお願いします。

それでは、以上の委員に退室を求めます。

(1名の委員 退室)

○議長

それでは、事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第17号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (会議規則第9条議案の説明)

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただくものです。

【議案に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 17 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

●● ●●委員に入室を認めます。

(1 名の委員 入室)

○議 長 (会議規則第 7 条議題の宣言)

次に、議第 18 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 18 号 農地中間管理事業に係る農

用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めることについて（機構法第18条第3項）

以上です。

○議長

それでは、事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第18号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課（会議規則第9条議案の説明）

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めることについてでございます。

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の内容を説明】

以上で、議第18号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、ただいまの農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案についての意見を求めます。意見はありませんか。

（会議規則第10条発言） 「無し」の声有り

○議長（第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、直ちに採決をいたします。

(会議規則第10条発言)

「異議なし」の声有り

○議長

よって、本件は、農用地利用集積等促進計画案に対し「意見無し」とすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第19号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第19号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

審議に入る前に、本件の1番に委員が関わっていますので、まず、2番から4番までを審議いたします。

○議長

それでは、事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第19号の2番、3番、4番の提案理由をご説明申し上げます。

議案書3ページ、位置図3ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

2番の案件です。（位置図P3）

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 1,000平方メートルの畑です。

譲渡人は、京都市〇〇区 〇〇〇〇〇 〇〇番地 〇〇〇 〇〇〇 〇〇—〇〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町 〇〇〇〇番地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、700.5アール、通作距離は5.7キロメートルです。

なお、事由欄に記載のとおり、合意解約同時提出案件です。

3 番の案件です。(位置図 P 4)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇番 59 平方メートルの畑です。

譲渡人は、守山市〇〇町 〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町 〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の現在の経営面積は、54.9 アール、通作距離は 0.1 キロメートルです。

なお、事由欄に記載のとおり、合意解約同時提出案件です。

4 番の案件です。(位置図 P 5)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 331 平方メートルの畑、および 〇〇〇〇番〇 480 平方メートルの畑、および 〇〇〇〇番〇 838 平方メートルの畑で、3 筆合計 1,649 平方メートルです。

譲渡人は、守山市〇〇町 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町 〇〇〇〇番 株式会社〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受

人の現在の経営面積は、747.3 アール、通作距離は 0.0 キロメートルです。

なお、事由欄に記載のとおり、合意解約同時提出案件です。

以上の件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件においては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

第2号の法人要件については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社および株式会社〇〇〇〇〇〇〇は、農地所有適格法人であるため問題はありません。

第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

なお、4番の案件の譲受人については、3月の総会時に5条の違反転用是正の同一者であります。前回の総会時に委員から承りました違反転用是正の意見を踏まえて、転用許可された部分の物理的な明示と、まだ許可されていない部分については利用を控えることを指示しております。

また、その是正に鋭意取り組むことを約束されていることから、3条申請を受け付けたものです。今後とも転用部分の施工状況やその他の利用状況について注意深く監視していきたいと存じます。

以上で、議第19号の2番、3番、4番の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、2番の案件を●●●●委員にお願いします。

○●●番 ●●●●委員

事務局より説明のありました、2番はその周辺一帯が遊休農地になっていますが、北側対面に、譲受人が大きくイチゴのハウスを展開されていて、売買にて、遊休農地からイチゴを栽培されていくので、問題はないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

続いて、3番を●●●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●●番 ●●●●委員

事務局より説明のありました、3番については特に問題

はありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、4 番を●● ●●委員に確認状況を報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、4 番の当該地は従前から譲受人が賃貸借にてイチゴを栽培されており、今回売買となった事に問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の 2 番から 4 番までは、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件の 2 番から 4 番までは、許可相当とすることに決しました。

○議長

続いて、本件の 1 番を審議いたしますが、本件に私が関わっていますので、「農業委員会等に関する法律 第 31 条（議事参与の制限）」により、退室させていただきます。

（●● ●●委員 退室）

○事務局（会議規則第 9 条議案の説明）

只今、議第 19 号の 1 番の関係者として、議長が退室されましたので、一時的な議長を指名いたします。

守山市農業委員会規程では、「会長の職務代理者として副会長がその任にあたる」と規定されており、その次の職務代理者は規定されていません。

つきましては、地方自治法第 107 条の規定を準用しまして、最年長者である●● ●●委員を指名させていただき、一時的な議長をお願いします。

それでは、●● ●●委員、よろしくお願いいたします。

○議長（●● ●●委員）

●●でございます。本件の議第 19 号の 1 番の関係者として議長が一時的に退室されましたので、その間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より議第 19 号の 1 番の提案理由の説明をいただきます。

○事務局 （会議規則第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 19 号の 1 番の提案理由をご説明申し上げます。

1 番の案件です。（位置図 P 2）

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 307 平方メートルの畑です。

譲渡人は、守山市〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、4,880.2 アール、通作距離は 13 メートルです。

以上の件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

第 2 号の法人要件については、個人であるため適用ありません。

第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、

第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議題19号の1番の提案理由の説明を終わります。

○議長（●● ●●委員）

それでは、質疑に入る前に当該地の確認状況の報告を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、1番は問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長（●● ●●委員）

ありがとうございました。

○議長（●● ●●委員）

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

（会議規則第10条発言） 「無し」の声有り

○議長（●● ●●委員）（会議規則第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の1番は、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

ご異議なしと認めます。よって、本件の1番は、許可相当とすることに決しました。

○議長 (●● ●●委員)

それでは、●● ●●委員に入室を認めます。

(1名の委員 入室)

○議長 (●● ●●委員)

それでは、議長が自席に戻られますので、一時的な議長を退任いたします。

ありがとうございました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

それでは、次に、議第20号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第20号 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第20号の提案理由をご説明申し上げます。

議案書4ページ、位置図6ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は2件でございます。

1番の案件です。（位置図 P7～8）

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 198平方メートルの田、現況は宅地で、転用の事由は駐車場（自家用）です。申請人は〇〇町 〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

申請地は申請者の父が昭和29年頃に牛舎建築のために転用許可等の手続きを経ないまま埋め立て、そのままとなっていたものです。現在、建物等はなく更地の状態です。申請地の隣接地に息子が居住する住宅を建築中で、申請地を住宅用の駐車場として利用すべく、今回無断転用の是正をされるものです。立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2番の案件です。(位置図 P 9～10)

申請地は〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 272 平方メートルの畑、現況は宅地で、転用の事由は住宅敷地の一部です。申請人は〇〇町 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

申請地は母屋の敷地に隣接していた屋敷畑でしたが、申請者が昭和 52 年に母屋の増築工事を行った際に農地転用の許可が必要とは知らずに宅地として利用され現在に至っており、今回無断転用の是正をされるものです。

立地基準の判断については、集落内であり、住宅等が連たんしている区域内であることから、第3種農地となります。

一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第4条第6項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第 20 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1 番の案件を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、1 番について、農地転用手続きがなされていなかったため、今回申請されるので問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、2 番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、2 番について、農地転用手続きがなされていなかったもので、今回申請されるので問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

3月25日に当番委員2名で、ただいま報告のありました議第20号4条許可案件の現地確認を行いました。

担当委員さんの報告のとおり問題はございません。

以上、確認いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第21号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 21 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

それでは、事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 21 号の提案理由をご説明申し上げます。

議案書は 5 ページ、位置図は 12 ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。
今月は、2 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 13-14)

申請地は、○○町 ○○○ ○○○○番○ 地目は田で、
3,022 平方メートルの内 754 平方メートル、貸人は○○町
○○○番地 ○○ ○○ さん ○○歳です。借人は○○
町 ○○○○番地○ 株式会社○○○ 代表取締役 ○
○ ○○ さんです。

貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり

で、契約内容は使用貸借。転用の事由は農業用倉庫です。貸人と借人の関係は、借人である法人の代表取締役が貸人の息子にあたります。

なお、申請地は令和6年4月2日付けで守山市農業振興地域整備計画に農業用施設用地として軽微変更され、位置付けがなされています。

立地基準の判断については、農用地域内の農地ではありますが、守山市の農用地利用計画で指定された用途でありますことから、許可相当と考えます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2番の案件です。(位置図 P15-16)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇の田、および 〇〇〇番〇の畑、および 〇〇〇番の田、および 〇〇〇番〇の田で、現況は雑種地。4筆合計 878 平方メートルで、譲渡人は神奈川県藤沢市〇〇〇 〇丁目〇番地の〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲受人は〇〇 〇丁目〇番〇〇-〇〇〇号 有限会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さ

んです。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は資材置場です。

申請地は平成 15 年に譲渡人の祖父から相続を受けたものですが、当時から譲渡人は県外に居を移しており、埋め立てられた詳しい理由は不明ですが、昭和 60 年頃には埋め立てられていたとのこと。今般、財産整理をするにあたり、無断転用地であったことを知り、譲受人から資材置場として購入したいとの申し出があったことから是正の申請がなされたものです。譲受人は市内に事務所を構え、不動産売買や建築工事の請負などを営んでおり、建築事業を拡大すべく建築資材等を保管する資材置場を求められたものです。

なお、備考欄に記載のとおり開発事業同意該当です。

立地基準の判断については、市街地化した区域内の農地住宅等が連たんしていることから、第 3 種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第 21 号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1番の案件の担当は私になりますので、報告いたします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、1番については農業用倉庫ということで問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、2番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、2番について、排水関係の整備を行うことは周辺農地には承諾いただいております、ただ地元との話し合いが続いているが、転用としては問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはありませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

ただいま、報告のありました、1番について、既に重機

が入っていて若干先走ってはいますが、1 番 2 番ともに問題ありません。

以上、確認いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 14 号から第 18 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第 14 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 15 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

6 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 17 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

18 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 18 号 諸証明書の交付状況について

1 件の交付です。内容については記載の通りです。

以上です。

○議 長

ご苦勞様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありませんか。

===== 「無し」 の声有り =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 00 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 6 年 4 月 23 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

19番 寺田 安喜雄 委員

20番 西村 明弘 委員